

エコツーリズム推進基本方針（案）の概要

【法律上の位置付け】

エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）第4条に基づき、政府は、基本理念にのっとり、エコツーリズムの推進に関する基本的な方針を定めることとされており、手続については次のとおり定められている。

- ・環境大臣及び国土交通大臣は、あらかじめ文部科学大臣及び農林水産大臣と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。（第3項）
- ・環境大臣及び国土交通大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意見を聴く。（第4項）
- ・環境大臣及び国土交通大臣は、閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表する。（第5項）
- ・基本方針は、エコツーリズムの実施状況を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを行う。（第6項）

【概要（主な記述内容）】

はじめに

- ・地球環境問題が深刻化する中、人々の主体的な行動やライフスタイルの変革に結びつかないのは、地球とつながっている（自然の恵みで人も生きている）実感が決定的に不足しているため。
- ・エコツーリズムは、人と自然のつながり、人ととのつながりを取り戻し生物多様性を保全しながら元気な地域社会をつくるものであり、観光旅行者や関係する人々が地球環境とつながる糸口にもなるもの。
- ・エコツーリズムに取り組む地域への国による認証制度が始まった。

第1章 エコツーリズムの推進に関する基本的方向

- ・推進する意義は、①ルールの設定による自然環境の保全、旅行者や住民などの環境意識が高まり地域の環境から地球環境まで含めた保全に関する行動につながる効果、②地域固有の自然環境や生活文化等の魅力を見直す効果、③観光地としての競争力の向上・新たな観光振興の可能性などに加え持続的な地域づくりに対する意識の高まりや住民の誇りにつながる効果。
- ・進め方を次のように整理。①関係者が話し合い、②地域の宝を再認識・発見し、③宝を大切に磨き、④観光旅行者にうまく伝え、⑤その感動をさらに磨く原動力とし、⑥地域の活性化につなげる、という相互に関連する一連の行為。
- ・「大切にしながら」、「楽しみながら」、「地域が主体」という視点が基本。
- ・エコツーリズムの推進によって我が国で長期的に目指す姿を明示。
- ・重点的に取り組むべき当面の課題として、①人材育成、②取り組む地域への支援、③戦略的広報、④科学的評価方法等に関する調査研究、⑤他施策との連携を提示。

第2章 エコツーリズム推進協議会に関する基本的事項

- ・「エコツーリズム推進協議会」の組織化に当たっては、①協議会の効率的な運営に配慮しつつ、②特定事業者、地域住民、NPO等、有識者、土地の所有者等、関係行政機関、関係地方公共団体など地域の多様な主体の参加・連携が必要。
- ・協議会は、①原則公開とし、透明性を確保するとともに、②相互に情報を共有し、関係者間の合意形成を図ることが必要。

第3章 エコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項

- ・エコツーリズムの実施に当たっては、対象となる自然観光資源などが損なわれないよう、事前に「ルール」などを決めて「ガイダンス・プログラム」を実施し、自然観光資源の状態を継続的に「モニタリング」するとともに、その結果を科学的に「評価」し、これをルールや活動に反映させるという「順応的な管理」による進め方が重要。
- ・「ルール」には、自然観光資源が損なわれることを防ぐため、①罰則のような一定の強制力を必要に応じ持たせるものと、②自主ルールのように関係者間の内発的な取組みとして実施するものがあり、安全確保や住民の生活への配慮などの目的も必要に応じ検討することが望まれる。
- ・「モニタリング」の実施に当たっては、①原生的な自然の区域では、専門家や研究者など積極的な関わりを得てよりきめ細かく実施し、②里地里山などでは、ガイドや地域住民などが主体となってモニタリングを行い、その結果を専門家や研究者が評価するなど、地域の自然的・社会的特性に応じて実施することが重要。
- ・エコツーリズムの推進に当たっては、①地産地消の取組みなど農林水産業をはじめとする関連産業との連携・調和、②他の法令や関係法令に基づく各種計画などとの整合、③地域の生活や習わしへの配慮などが必要。

第4章 エコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項

- ・全体構想が認定されると、①これまで保護措置が講じられていなかった自然観光資源を「特定自然観光資源」として指定し、法的に保護することで、持続的かつ質の高い利用が可能となったり、②地域のブランド力が高まり、また国が積極的にその周知に努めることから、集客力の向上につながるなどの効果が期待される。
- ・認定の基準として、①協議会の参加者や運営方法、その他各種手続きなど全体構想が基本方針に適合すること、②プログラムの実施主体やモニタリングの役割分担など全体構想の内容が確実かつ効果的に実施される見込みがあることといった基準を明示。

第5章 生物多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たって配慮すべき事項その他エコツーリズムの推進に関する重要事項

- ・他地域からのメダカやホタルの導入などによる遺伝子レベルでの搅乱にも配慮することが必要。
- ・里地里山などでは、維持管理活動をプログラムに取り入れることによる生物多様性の回復も期待。
- ・潜在的なニーズがある「子ども」の視点が重要。宝探しやプログラムづくりへの地域の子どもの積極的な関与が地域への誇りや愛着にもつながる。長期宿泊体験など学校教育との連携も重要。
- ・有識者からの助言を受けつつ、関係省等での連携を強化。